



# 栃木県

## 第13次鳥獣保護管理事業計画

「人と野生鳥獣がよりよい関係を築くための指針」

令和4（2022）年4月1日から  
5年間  
令和9（2027）年3月31日まで  
（令和4（2022）年3月策定）

栃 木 県

# 目 次

## はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と役割	1
3 用語の定義	1

## 第1章 基本的事項

1 計画の期間	2
2 目指す方向	2
3 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	3

## 第2章 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 基本的な考え方	4
2 鳥獣保護区の指定及び更新	4
3 特別保護地区の指定及び更新	8
4 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	10
5 休猟区の指定	10
6 鳥獣保護区の整備等	11

## 第3章 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 基本的な考え方	12
2 鳥獣の人工増殖	12
3 放鳥獣	12

## 第4章 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 基本的な考え方	13
2 許可基準の設定	13
3 共通事項	13
4 学術研究を目的とする場合の許可に関する事項	16
5 鳥獣の保護を目的とする場合の許可に関する事項	18
6 鳥獣の管理を目的とする場合の許可に関する事項	20
7 その他特別の事由を目的とする場合の許可に関する事項	24
8 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	25

## 第5章 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区等に関する事項

1 基本的な考え方	27
2 特定猟具使用禁止区域	27
3 特定猟具使用制限区域	31
4 猟区	31
5 指定猟法禁止区域	31

## 第6章 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成等に関する事項

1 基本的な考え方	32
2 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	32
3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	32
4 特定計画対象種以外の対策の推進	33

## 第7章 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本的な考え方	34
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	34
3 法に基づく諸制度の運用状況調査	37
4 データの解析と活用	37

## 第8章 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 基本的な考え方	38
2 鳥獣行政担当職員の適正配置	38
3 鳥獣保護管理員の適正配置	38
4 狩猟者の確保育成	39
5 認定鳥獣捕獲等事業者の確保育成	41
6 地域の指導者となる人材の育成	42
7 科学的な保護及び管理の拠点施設の充実	42
8 関係主体の連携体制の構築	43
9 取締り	44
10 必要な財源の確保	45

## 第9章 狩猟の適正化

1 基本的な考え方	46
2 適正な狩猟の推進と事故防止	46
3 狩猟に係る各種制度の計画的な運用	46

## 第10章 感染症や放射性物質への対応

1 基本的な考え方	48
2 県民への普及啓発	48
3 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）等への対応	48
4 放射性物質への対応	49

## 第11章 傷病鳥獣救護への対応

1 基本的な考え方	50
2 具体的な対応	50

## 第12章 普及啓発

1 基本的な考え方	52
2 鳥獣の保護及び管理に関する正しい知識と理解の普及	52
3 法令の普及徹底	54
4 獣肉の有効活用	54

# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき都道府県知事が策定する、鳥獣保護管理事業の実施に関する計画です。

本県は、平成28(2016)年度に策定した「栃木県第12次鳥獣保護管理事業計画(平成29(2017)年4月～平成34(2022)年3月。平成29(2017)年12月一部変更。以下「第12次計画」という)」に基づき、鳥獣の保護及び管理に関する各種施策を推進してきました。

このたび、同計画の期間満了に伴い、今後5年間の鳥獣保護管理行政の指針となる「栃木県第13次鳥獣保護管理事業計画(以下「第13次計画」という)」を策定するものです。

## 2 計画の性格と役割

この計画は、本県の鳥獣の生息状況及び社会情勢を踏まえた上で、鳥獣保護管理法に基づき環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して作成し、鳥獣保護管理行政の基本目標とその実現に向けての具体的取組を明らかにするものであり、県民、事業者、市町等の行政機関及び関係団体との協働により鳥獣の保護及び管理を進めていくための指針となるものです。

## 3 用語の定義

この計画で使用する用語の正式名称と意味は次のとおりです。

用語	定義
鳥獣保護管理法	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
環境省令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)
外来生物法	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)
鳥獣被害防止特措法	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)
鳥獣の保護	その生息数を適正な水準に増加させ、又はその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること。
鳥獣の管理	その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること。

# 第1章 基本的事項

## 1 計画の期間

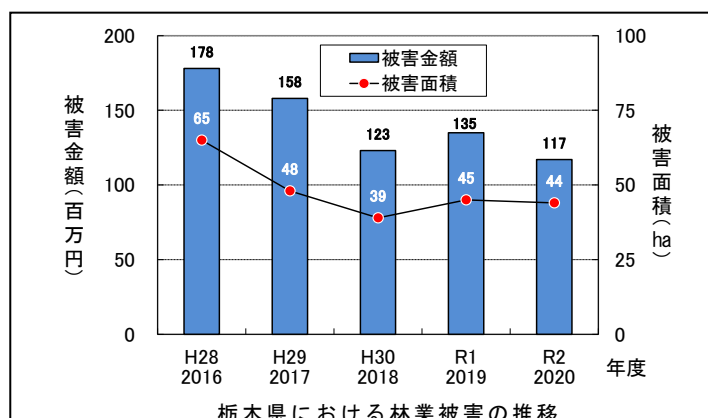
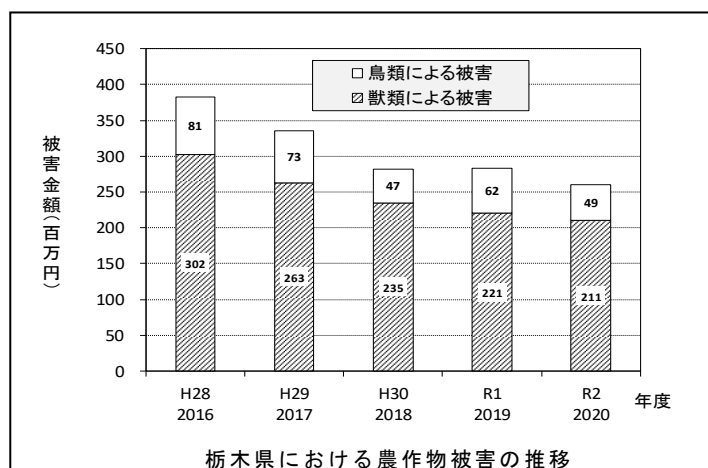
本計画は、令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの5年間を計画期間とします。

## 2 目指す方向

本県は、県土面積のうち森林が約54%、農地が約19%を占め、豊かな自然環境に恵まれています。また、標高0mに近い平野部から2,500mを超す山岳地帯にかけて、幅広い植物が分布しており、鳥獣に多様な生息環境を提供しています。

しかし、近年では、生息環境の変化等により、地域的に絶滅のおそれのある種が存在しています。一方で、狩猟者の減少や中山間地域における過疎・高齢化等により、一部の鳥獣の生息数の増加や生息分布の拡大が進行し、農林水産業や生態系等の被害が深刻化しています。

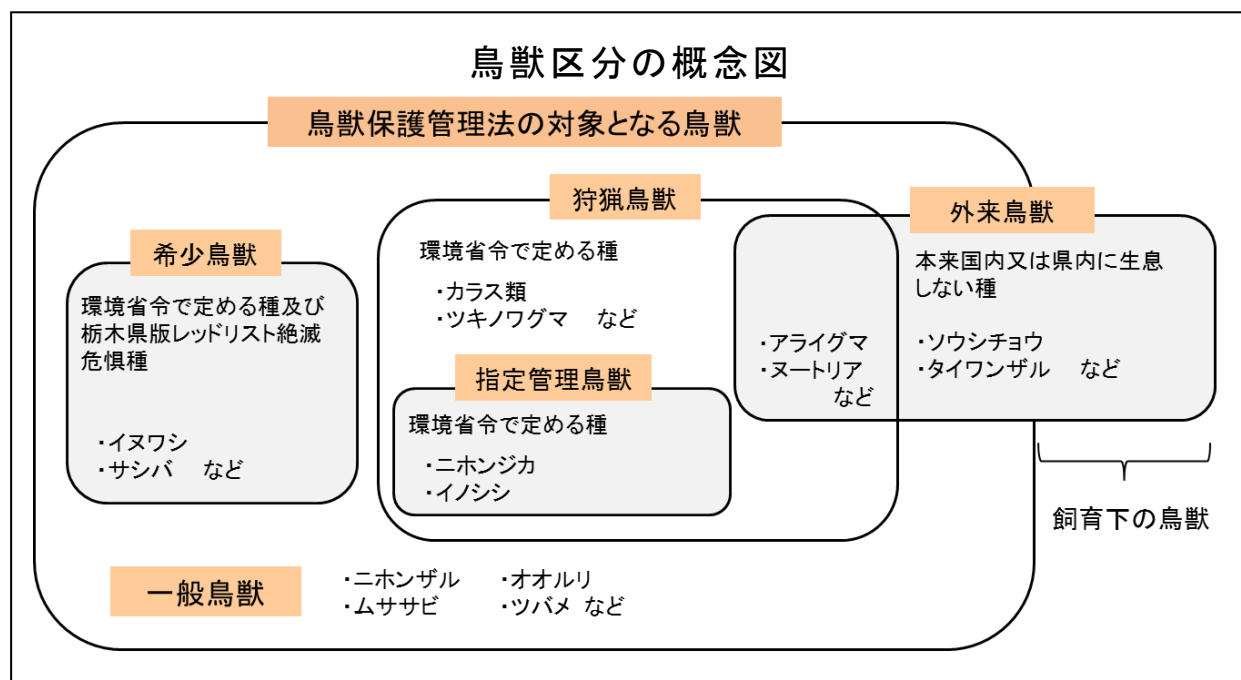
このような状況を踏まえ、本計画では、鳥獣の保護による生物多様性の確保と、鳥獣の管理による農林水産業等の被害軽減の両立を図り、人と野生鳥獣が共生する地域社会の実現を目指します。



### 3 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

本計画では、鳥獣を以下のとおり区分し、取扱いの方向性を明確にした上で、生物多様性の確保や被害対策等を含めた、きめ細かな鳥獣の保護及び管理を効果的・効率的に進めます。

区分	説明	取扱いの方向性
希少鳥獣	環境省令で定める希少鳥獣及び栃木県版レッドリストにおける絶滅危惧種（イヌワシ、サシバなど）	鳥獣保護区の指定等により、種及び地域個体群の存続を図る。
狩猟鳥獣	環境省令で定める狩猟鳥獣（カラス類、ツキノワグマなど）	特定計画制度等の活用により、地域個体群の保護又は管理を図る。 栃木県版レッドリスト掲載種（ヤマドリ、ヤマシギなど）については、捕獲等の制限の措置を検討する。
外来鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来日本に生息せず、人為的に海外から導入された鳥獣（アライグマ、ソウシチョウなど）</li> <li>・本来日本に生息するが、人為的に本来の生息地を越えて県内に導入され、農林水産業や生態系に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣</li> </ul>	農林水産業や生態系等に係る被害を及ぼすものは、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という）を推進し、被害の防止を図る。 外来生物法に基づく特定外来生物は、外来生物法に基づく計画的な防除を実施する。
指定管理鳥獣	集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして、環境省令で定める鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）	地域個体群の存続に配慮しつつ、有害鳥獣捕獲及び狩猟による必要な捕獲を計画的かつ積極的に推進する。 第二種特定鳥獣管理計画を策定し捕獲目標の設定と目標達成状況の評価を行うとともに、生息状況や被害状況等を勘案し、必要に応じて県や国による捕獲事業を実施する。
一般鳥獣	希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣以外の鳥獣（オオルリ、ニホンザルなど）	地域個体群の著しい増加又は減少、農林水産業や生態系等に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて鳥獣保護区や特定計画制度等を活用し、保護又は管理を図る。



## 第2章 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 基本的な考え方

鳥獣の保護により地域の生物多様性を確保するため、既指定の鳥獣保護区及び特別保護地区については、原則として存続期間を更新するとともに、新たに指定する必要がある地域については、関係者の合意のもと、適切に指定します。

なお、既指定の鳥獣保護区のうち、ニホンジカやイノシシによる農林業等の被害を軽減するため、捕獲を促進する必要がある地域については、ニホンジカ・イノシシのみを捕獲できる区域（狩猟鳥獣捕獲禁止区域）に一時的に移行することで、被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指します。

### 2 鳥獣保護区の指定及び更新

#### (1) 指定の経過

本県における県指定の鳥獣保護区（以下第2章において「鳥獣保護区」という）は、第12次計画の期間終了までに106箇所71,621haが指定され、県土面積の約11.2%を占めています。第11次計画の終了時点から増減はありません。

#### (2) 課題

生物多様性を確保するためには、鳥獣保護区を適切に指定し、多様な鳥獣の生息環境を保全する必要がありますが、近年、野生鳥獣による農林水産業や生態系等の被害が深刻な地域においては、鳥獣保護区制度に対する地元の理解が得られにくい状況となっており、今後も合意形成を図ることが困難な状況が続くものと予想されます。

また、本県ではニホンジカ、イノシシについて第二種特定鳥獣管理計画を策定し、その中で狩猟による捕獲の促進を農林業等被害防止のための重要な手段と位置づけています。このため、鳥獣保護区の指定や存続期間の更新は、捕獲促進施策との調整が必要となります。

一方、狩猟者の数は減少傾向にあり、平成26（2014）年度に底を打ったと見られるものの、近年は横ばいの状態が続いています。鳥獣保護区や特定猟具（銃器）使用禁止区域の指定など狩猟規制により猟場が減少している実態もあることから、将来的に狩猟者を安定的に確保していくためには、魅力ある猟場を提供することも重要です。



### (3) 指定の方針

これまでの経過と課題を踏まえ、次のとおり指定方針を定めるものとします。

- ① 鳥獣の生息状況や生息環境及び農林水産業等被害の発生状況等を勘案し、制度的に鳥獣を保護する緊急性が高いと認められる地域について、鳥獣保護区に指定します。
- ② 原則として、ニホンジカ又はイノシシの生息地については鳥獣保護区の新規指定、区域拡大を行わないこととします。
- ③ 本計画期間中に存続期間が満了する鳥獣保護区については、鳥獣の生息状況や生息環境を検証し、引き続き鳥獣の保護を図る必要があると認められる場合は、存続期間を更新します。なお、ニホンジカ又はイノシシの特定計画対象地域のうち、特に個体数を減少させて被害を軽減する必要がある鳥獣保護区については、被害が軽減するまでの間、一時的に区域を解除又は縮小し、特定鳥獣のみ捕獲ができる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に移行することにより、鳥獣保護区の目的の達成と被害軽減の両立を目指します。
- ④ 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は 10 年間とします。

### (4) 指定区分ごとの方針

指定区分	方 針
森林鳥獣生息地	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保に資するため、必要に応じて指定する。
大規模生息地	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護し、地域における生物多様性の拠点の確保にも資するため、必要に応じて指定する。
集団渡来地	集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、渡来地である湿地、湖沼について、必要に応じて指定する。
集団繁殖地	集団で繁殖する鳥類、コウモリ類の保護を図るため、断崖、樹林、草原、洞窟等の集団繁殖地について、必要に応じて指定する。
希少鳥獣生息地	希少鳥獣その他絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地について、必要に応じて指定する。
生息地回廊	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域について、必要に応じて指定する。
身近な鳥獣生息地	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保・創出し、豊かな生活環境の形成に資するため又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、必要に応じて指定する。

## (5) 指定等の計画

本計画期間内の各年度における指定等の計画は次のとおりです。鳥獣保護区の区域拡大又は縮小の計画はありませんが、生息状況等が変化した場合には必要に応じて指定等を行います。

区分		既指定 鳥獣保 護区	本計画期間に指定する鳥獣保護区 (括弧内:既指定鳥獣保護区の期間満了による再指定)					計	計画終 了時の 鳥獣保 護区
			4年度 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)		
森林鳥獣生息地	箇所	39	(6)	(4)	(3)	(2)		(15)	39
	面積(ha)	33,995	(7,201)	(3,630)	(1,178)	(2,175)		(14,184)	33,995
大規模生息地	箇所	2	(1)	(1)				(2)	2
	面積(ha)	33,379	(11,970)	(21,409)				(33,379)	33,379
集団渡来地	箇所								
	面積(ha)								
集団繁殖地	箇所								
	面積(ha)								
希少鳥獣生息地	箇所	3	(1)					(1)	3
	面積(ha)	215	(78)					(78)	215
生息地回廊	箇所								
	面積(ha)								
身近な鳥獣生息地	箇所	62	(5)	(6)	(3)	(8)	(6)	(28)	62
	面積(ha)	4,032	(291)	(381)	(33)	(693)	(51)	(1,449)	4,032
計	箇所	106	(13)	(11)	(6)	(10)	(6)	(46)	106
	面積(ha)	71,621	(19,540)	(25,420)	(1,211)	(2,868)	(51)	(49,090)	71,621

【指定等計画の内訳】

年度	番号	区分	鳥獣保護区の名称	変更区分	所在地	面積 (ha)			変更後の 指定期間
						異動前	異動	異動後	
R4 (2022)	4	森	五十里	更新	日光市	946		946	R4(2022). 11.1～ R14(2032) .10.31
	5	森	塩原	更新	那須塩原市・日光市	2,656		2,656	
	7	森	唐沢山	更新	佐野市・栃木市	2,015		2,015	
	28	森	八溝	更新	那須町・大田原市	1,088		1,088	
	29	森	尾出山	更新	鹿沼市	37		37	
	30	森	矢ノ目ダム	更新	那須町	459		459	
	67	希	箒川	更新	矢板市・大田原市	78		78	
	76	身	弁天沼	更新	日光市	2		2	
	77	身	川崎城跡公園	更新	矢板市	11		11	
	78	身	鷲城	更新	小山市	32		32	
	79	身	小貝南小学校	更新	市貝町	223		223	
80	身	真名子小学校	更新	栃木市	23		23		
117	大	那須みやま	更新	那須塩原市・那須町	11,970		11,970		
R5 (2023)	1	大	日光	更新	日光市	21,409		21,409	R5(2023). 11.1～ R15(2033) .10.31
	18	森	羽黒山	更新	宇都宮市	700		700	
	31	森	鹿沼岩山	更新	鹿沼市	1,010		1,010	
	32	森	野木	更新	野木町・小山市	1,510		1,510	
	33	森	岩崎	更新	佐野市	410		410	
	45	身	坂上小学校	更新	上三川町	32		32	
	46	身	城間	更新	那珂川町	45		45	
	56	身	那珂川町馬頭青少年旅行村	更新	那珂川町	210		210	
	82	身	斗光ヶ丘	更新	塩谷町	15		15	
	83	身	那須スポーツパーク	更新	大田原市	47		47	
85	身	芦野小学校・遊行柳	更新	那須町	32		32		
R6 (2024)	8	森	千本松	更新	那須塩原市	836		836	R6(2024). 11.1～ R16(2034) .10.31
	47	身	上粕尾小学校	更新	鹿沼市	18		18	
	60	森	袈裟丸山	更新	日光市	204		204	
	86	森	那須街道	更新	那須町	138		138	
	87	身	木幡	更新	矢板市	2		2	
88	身	勝山城跡公園	更新	さくら市	13		13		
R7 (2025)	36	森	大沢	更新	日光市	1,850		1,850	R7(2025). 11.1～ R17(2035) .10.31
	37	森	芦野・伊王野	更新	那須町	325		325	
	38	身	薬利	更新	那珂川町	8		8	
	48	身	両崖山	更新	足利市	150		150	
	49	身	八幡山	更新	宇都宮市	57		57	
	89	身	那須神社	更新	大田原市	33		33	
	90	身	戸田調整池	更新	那須塩原市	28		28	
	91	身	喜連川	更新	さくら市	31		31	
	92	身	那珂川国民休養地	更新	那須烏山市	30		30	
93	身	出流山	更新	栃木市	356		356		
R8 (2026)	50	身	御殿山	更新	鹿沼市	12		12	R8(2026). 11.1～ R18(2036) .10.31
	51	身	城山	更新	佐野市	4		4	
	52	身	錦着山	更新	栃木市	3		3	
	94	身	白沢小学校	更新	宇都宮市	2		2	
	95	身	寺山観音寺	更新	矢板市	3		3	
	118	身	琴平山	更新	市貝町	27		27	

### 3 特別保護地区の指定及び更新

#### (1) 指定の経過

鳥獣保護区特別保護地区は、第12次計画の期間満了までに17箇所、6,293haが指定されており、第11次計画の終了時点から増減はありません。

#### (2) 指定の方針

- ① 鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の生息状況や生息環境を勘案し、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域について、特別保護地区に指定します。
- ② 本計画期間中に指定期間が満了する特別保護地区については、鳥獣の生息状況や生息環境を検証し、引き続き鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る必要があるものについては、原則として再指定するものとします。
- ③ 特別保護地区の指定は、区域内における工作物の設置等に許可が必要となるなど私権の制限にも及ぶことから、指定（再指定を含む）や区域拡大に当たっては、土地所有者や関係機関等と十分に調整を行うものとします。
- ④ 指定期間は、鳥獣保護区と同様に10年間とします。

#### (3) 指定等の計画

本計画期間内の各年度における指定等の計画は次のとおりです。特別保護地区の区域拡大又は縮小の計画はありませんが、生息状況等が変化した場合には必要に応じて指定等を行います。

区分	特別保護地区 指定の 目標	既指定 特別保 護地区	本計画期間に指定する特別保護地区 (括弧内:既指定特別保護地区の期間満了による再指定)						計画終 了時の 特別保 護地区
			4年度 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	計	
森林鳥獣生息地	箇所	20	8	(2)		(1)		(3)	8
	面積(ha)	1,700	930	(318)		(204)		(522)	930
大規模生息地	箇所		9	(2)	(7)			(9)	9
	面積(ha)		5,363	(1,925)	(3,438)			(5,363)	5,363
集団渡来地	箇所								
	面積(ha)								
集団繁殖地	箇所								
	面積(ha)								
希少鳥獣生息地	箇所								
	面積(ha)								
生息地回廊	箇所								
	面積(ha)								
身近な鳥獣生息地	箇所								
	面積(ha)								
計	箇所		17	(4)	(7)	(1)		(12)	17
	面積(ha)		6,293	(2,243)	(3,438)	(204)		(5,885)	6,293

【指定等の内訳】

年度	番号	区分	鳥獣保護区		特別保護地区		指定期間	備考
			名称	面積 (ha)	名称	面積 (ha)		
R4 (2022)	5	森	塩原	2,656	塩原	147	R4(2022). 11.1~ R14(2032). 10.31	再指定
	7	森	唐沢山	2,015	唐沢山	171		再指定
	117	大	那須みやま	11,970	那須御用邸 奥那須国民 の森	1,228 697		再指定
R5 (2023)	1	大	日光	21,409	切込刈込湖	552	R5(2023). 11.1~ R15(2033). 10.31	再指定
					湯ノ湖	72		再指定
					前白根	817		再指定
					戦場ヶ原	331		再指定
					西ノ湖	107		再指定
					中禅寺	689		再指定
					庚申山	870		再指定
R6 (2024)	60	森	袈裟丸山	204	袈裟丸山	204	R6(2024). 11.1~ R16(2034). 10.31	再指定

## 4 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

ニホンジカ又はイノシシによる農林業等の被害が発生している鳥獣保護区のうち、特に個体数を減少させて被害を軽減する必要がある区域については、被害が軽減するまでの間、一時的に区域を縮小又は解除し、ニホンジカ及びイノシシのみを捕獲できる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に移行（指定）することにより、鳥獣保護区の目的の達成と被害軽減の両立を目指します。

なお、当該区域はニホンジカ及びイノシシの第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するために指定するものとし、指定期間は管理計画の終期（ニホンジカ又はイノシシ管理計画のいずれか早い方の終期）までとします。

本計画期間内において、新たに指定の必要が生じた場合には、鳥獣保護区の存続期間の満了にかかわらず指定するものとします。

また、本計画期間中に指定期間が満了する区域については、被害の状況を検証した上で、再指定又は鳥獣保護区に戻すことを検討するものとします。

### 【既指定狩猟鳥獣捕獲禁止区域】

指定年度	名称	所在地	面積(ha)	捕獲等を禁止する狩猟鳥獣	指定期間
H30 (2018)	北高原山	矢板市、那須塩原市	1,350	ニホンジカ及びイノシシ以外	H30(2018).4.1 ～ R6(2024).3.31
	南古峰原	鹿沼市、日光市	1,116	ニホンジカ及びイノシシ以外	
	大荷場	佐野市	773	ニホンジカ及びイノシシ以外	
	前日光	鹿沼市、日光市	766	ニホンジカ及びイノシシ以外	
	西大芦	鹿沼市	2,467	ニホンジカ及びイノシシ以外	
	古峰原	鹿沼市	709	ニホンジカ及びイノシシ以外	
	塩原南	那須塩原市	1,283	ニホンジカ及びイノシシ以外	
	寺尾	栃木市	1,434	ニホンジカ及びイノシシ以外	
	表日光	日光市	4,781	ニホンジカ及びイノシシ以外	
	茂木	茂木町	730	ニホンジカ及びイノシシ以外	
高館山	益子町	431	ニホンジカ及びイノシシ以外		

## 5 休猟区の指定

狩猟鳥獣の数が著しく減少した場合には、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、生息数の回復を図る必要がある区域について、休猟区に指定します。

現在、県内において休猟区の指定はありませんが、本計画期間内に必要が生じた場合は、適切に指定します。

## 6 鳥獣保護区の整備等

---

鳥獣保護区及び特別保護地区の区域境界を明らかにするため、必要な制札を設置します。

また、鳥獣保護区の指定後、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施を検討します。

なお、保全事業の実施に当たっては、民間団体等の参画やその活動を支援する方法について検討します。

## 第3章 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

### 1 基本的な考え方

鳥獣の保護繁殖及び狩猟資源の確保を図るため、引き続き放鳥事業を実施します。  
なお、事業実施に当たっては、その効果と影響を検証し、必要に応じて実施内容の見直しを行うこととします。

### 2 鳥獣の人工増殖

県の放鳥計画に対応する健全なキジ、ヤマドリが生産量が確保できるよう、必要な情報の収集に努めるとともに、養殖事業者に対して、感染症等の知識及び予防技術の普及指導、感染症発生時の随時の情報提供等を行います。

### 3 放鳥獣

放鳥事業は、狩猟鳥獣の保護繁殖のみならず、野生鳥獣の個体群管理や農林水産業等の被害防止に社会的な役割を果たす狩猟者の育成に寄与することを目的として実施します。

実施に当たっては関係団体と連携し、各種調査を行うほか、効率的な放鳥方法を検討していきます。

また、放鳥する個体には標識を付し、当該個体の捕獲によって回収される標識から、定着割合、年齢等を調査し、その後の放鳥場所及び放鳥数の検討に活用します。

#### 【放鳥に関する計画（各年度の放鳥数）】

鳥獣名	実施主体	令和4(2022)年度(羽)	令和5(2023)年度～ 令和8(2026)年度
キジ	県	60	各年度の状況により検討
	猟友会	未定	
	合計	60	
ヤマドリ	県	30	
	猟友会	0	
	合計	30	



## 第4章 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### 1 基本的な考え方

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「捕獲等」という）の目的や対象鳥獣の区分に応じて、適切な許可基準を設定します。

なお、この計画では許可基準の設定に当たっての基本的な考え方を定め、具体的な基準は、別に要領を作成して定めるものとします。

### 2 許可基準の設定

捕獲等の許可（以下「捕獲許可」という）に係る基準は、原則として以下の考え方に基づいて「栃木県鳥獣捕獲等許可取扱要領」（以下「栃木県捕獲許可要領」という）を別に作成し、具体的に定めるものとします。

また、市町においては、栃木県捕獲許可要領に準じて、それぞれ要領を定めるものとします。

### 3 共通事項

以下の事項については、捕獲等の目的にかかわらず共通とします。

#### (1) 許可する場合の基本的な考え方

許可する場合	
①	学術研究を目的とする場合
	ア 学術研究
	イ 標識調査（環境省足環を装着する場合）
②	鳥獣の保護を目的とする場合
	ア 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護
	イ 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行
	ウ 傷病により保護を要する鳥獣の保護
③	鳥獣の管理を目的とする場合
	ア 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整
	イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止
④	その他特別の事由を目的とする場合
	ア 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
	イ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止
	ウ 伝統的な祭礼行事等に用いる場合
	エ アからウまでに掲げるもののほか公益上の必要があると認められる場合

## (2) 許可しない場合の基本的な考え方

許可しない場合	
①	捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
②	捕獲等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合（外来鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による被害を防止する目的で捕獲等する場合を除く）
③	第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合
④	捕獲等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
⑤	鳥獣の愛玩飼養を目的とする捕獲等の場合

## (3) わなの使用に係る許可基準の考え方

わなを使用した捕獲許可については、以下の考え方で基準を設定するものとします。ただし、①ーアのうち輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況及び過去の捕獲実績等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、この限りではありません。

### ① わなの構造に関する基準

ア くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

a イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであること。

b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

イ とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が 12 センチメートルを超えないもので、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

箱わな（ドラム缶型わな）を使用し、銃器を併用すること。

### ② 標識の装着に関する基準

鳥獣保護管理法第 9 条第 12 項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

#### (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとします。

なお、オオタカ<sup>(※)</sup>については、原則として、鳥獣の管理を目的とする捕獲を許可しないものとします。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合にはこの限りではありません。また、捕獲したオオタカを飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を許可するものとします。

※ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の改正により、同法で定める「国内希少野生動植物種」から除外された（平成 29（2017）年 9 月 21 日施行）。併せて、環境省令が改正され、鳥獣保護管理法で定める「希少鳥獣」から除外された（平成 30（2018）年 4 月 1 日施行）。

#### (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域に水鳥又は希少猛禽類の生息地が含まれ、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾の使用又は捕獲個体の搬出の徹底を指導します。

#### (6) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲許可に当たっては、捕獲等する鳥獣の種類及び生息状況、地域等を勘案し、必要に応じて次のような条件を付すものとします。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合は、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとします。

また、特定計画に基づく鳥獣の保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付すものとします。

- ① 捕獲等の期間、区域、方法の限定
- ② 鳥獣の種類及び数の限定
- ③ 捕獲物の処理の方法
- ④ 捕獲等を行う区域における安全の確保・静穏の保持
- ⑤ 捕獲等を行う際の周辺環境への配慮
- ⑥ 適切なおなの数量の限定及び見回りの実施方法
- ⑦ その他必要と認められる条件

#### (7) 捕獲許可を受けた者への指導

##### ① 捕獲物又は採取物の処理等

ア 捕獲物等は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導します。特に、豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、十分な防疫措置をとるよう指導します。また、被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導します。

イ 捕獲物等が違法なものと誤認されないよう、特にツキノワグマについては、国

内で密猟されたり、違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、「栃木県クマ類の毛皮等の製品化に係る取扱要領」に基づく目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとします。

ウ 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導することとします。

エ 錯誤捕獲した個体は原則として放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外については捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は鳥獣保護管理法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとします。

オ 錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導するものとします。

## ② 従事者の指揮監督

ア 法人に捕獲許可する場合は、当該法人による従事者の指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう指導します。

イ 捕獲行為がイヌワシやクマタカをはじめとする希少猛禽類やその他の野生生物の生息の支障とならないように配慮することを、捕獲従事者に周知するよう指導します。

## ③ 危険の予防

捕獲等の実施に当たっては、錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係機関及び関係地域住民等へ周知するよう指導します。

特に、一般者が立ち入るおそれのある場所にわなを設置する場合には、法定標識に加えて一般者への注意喚起札などを併せて設置するよう指導します。

## ④ 錯誤捕獲の防止

ニホンジカやイノシシの捕獲強化に伴い、わなによる錯誤捕獲が増加していることから、ツキノワグマやカモシカの生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導します。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるよう、許可を受けた者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導します。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとします。

## 4 学術研究を目的とする場合の許可に関する事項

### (1) 学術研究

原則として次のとおりとします。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

項目	考え方
研究の目的及び内容	<p>次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。</p> <p>イ 鳥獣の捕獲等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>ウ 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。</p> <p>エ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。</p>
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	<p>研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)</p> <p>ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭又は個)とする。</p>
期 間	1年以内
区 域	研究の目的を達成するために必要な区域
方 法	<p>次のア及びイに掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>ア 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法(以下「禁止猟法」という)ではないこと。</p> <p>イ 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であつて、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。</p>
捕獲等後の措置	<p>ア 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。</p> <p>イ 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ、研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。</p> <p>ウ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。</p> <p>なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。</p>

## (2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次のとおりとします。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

項目	考え方
許可対象者 （許可を受ける法人の従事者を含む）	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む）
鳥獣の種類・数	標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
期 間	1 年以内
区 域	環境省令第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。
方 法	網、わな又は手捕り
捕獲等後の措置	足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

## 5 鳥獣の保護を目的とする場合の許可に関する事項

### (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

原則として次の基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとします。

項目	考え方
許可対象者 （許可を受ける法人の従事者を含む）	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）
期 間	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間 なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応する。
区 域	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域
方 法	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

## (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行

原則として次の基準によるものとします。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

項目	考え方
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)
期間	1年以内
区域	申請者の職務上必要な区域
方法	禁止猟法は認めない。

## (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるものとします。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

項目	考え方
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)
期間	1年以内
区域	必要と認められる区域
方法	禁止猟法は認めない。

## 6 鳥獣の管理を目的とする場合の許可に関する事項

### (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整

次の基準によるものとします。

項目	考え方
許可対象者 (許可を受け る法人の従事 者を含む)	<p>次の①及び②の要件を全て満たす者を原則とする。</p> <p>① 使用する猟法に応じた狩猟免許を所持し、捕獲等に従事する年度又は前年度に当該猟法に係る栃木県の狩猟者登録を受けた者であること。</p> <p>ただし、次のア又はイの場合はこの限りでない。</p> <p>ア 法人に対する銃器を使用しない許可であって（銃器を止めさしで使用する場合を除く）、次の(ア)から(エ)までの要件を全て満たす場合</p> <p>(ア) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。</p> <p>(イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術及び安全性等が確保されていること。</p> <p>(ウ) 当該免許を所持しない者が当該免許所持者の監督下で銃器を使用しないで捕獲等を行うこと。</p> <p>(エ) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。</p> <p>イ わな猟免許を所持する者が、箱わな、くくりわなを自己の管理する農地（当該農地内では効果的な捕獲等ができない場合にあつては、隣接する土地のうち当該農地に達する獣道など客観的に設置が必要と認められる場所を含む）に設置してニホンジカ、イノシシの捕獲等を行う場合</p> <p>② 使用する猟法に応じて、環境省令第 67 条第 2 項第 1 号と同等の損害賠償保険又は狩猟事故共済保険に加入していること。</p>
鳥獣の種類・数	第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭又は個)
期 間	<p>第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とし、栃木県捕獲許可要領に定める日数を上限とする。</p> <p>なお、捕獲等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。</p> <p>また、狩猟期間中及びその前後に捕獲等を行う場合は、狩猟期間中は一般の狩猟と誤認されることのないよう、狩猟期間の前後は、捕獲行為が行われていないと誤認され事故が生じることがないように、周辺住民等関係者への事前周知を徹底させるものとする。</p>
区 域	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域
方 法	<p>次のとおりとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>① 原則として、鳥獣保護管理法第 36 条に規定する危険猟法以外の方法とする。ただし、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、安全性が確保できるものであり、鳥獣保護管理法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあつてはこの限りでない。</p> <p>② 空気銃を使用した捕獲等は、半矢の危険性があるため原則として認めない。ただし、取り逃がす危険性のない状況においてイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲等に使用する場合はこの限りでない。</p> <p>③ 鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導に努めるとともに、鳥獣保護管理法第 15 条による鉛散弾の使用禁止区域においては、原則として使用を認めないものとする。</p> <p>④ 個人に対する許可の場合、銃器の使用は認めない。ただし、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの止めさしで使用する場合はこの限りでない。</p>



(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止

① 基本的な考え方

原則として、以下の考え方によるものとします。

ア 被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（人身への危害を含む。以下(2)において「被害」という）の防止、軽減を図るために行うものとします。また、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合の捕獲（以下「予察捕獲」という）についても許可するものとします。

イ 被害防除対策との関係

被害及び防除対策の状況を踏まえ、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められる場合に許可することとします。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではありません。

ウ 被害がまれである又は従来の許可実績が僅少な種の取扱い

全国的な観点から、被害等が生じることはまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限等を定めるとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可するものとします。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではありません。

エ オオタカの取扱い

「3 共通事項」の(4)のとおり取り扱うものとします。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

予察捕獲の対象は、下表（被害発生予察表）に記載された種のうち、市町ごとに被害が甚大であり、過去5年間連続で当該市町内において捕獲等の実績があり、かつ、予察捕獲によっても個体群に大きな影響が出ないと判断される種とします。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではありません。

なお、市町は地域別予察表を作成することにより、予察捕獲の対象種及び捕獲上限数を明示するものとします。

【被害発生予察表】

加害鳥獣名	主な被害農林水産物	被害発生時期												被害発生地域	備考			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		予察捕獲対象種	その他		
カルガモ	水稻	←		→												県内全域の耕作地域	○	
カラス類	果実類、水稻 野菜類、飼料作物	←						→								県内全域の耕作地域	○	生活環境被害あり
スズメ	水稻、麦類	←						→								県南地域の水田地域	○	
ムクドリ	果実類															県南地域の果樹園地域	○	
ヒヨドリ					←			→										
キジバト	野菜類、豆類	←						→								県南地域の耕作地域	○	
ドバト	野菜類、豆類	←						→								県南地域の耕作地域	○	生活環境被害あり
ハクビシン	野菜類、果実類 飼料作物	←													→	県内全域の耕作地域	○	生活環境被害あり
ニホンジカ	スギ、ヒノキ											←		→	県北西部から南西部にわたる山地帯から山麓部の農業地域	○		
	野菜、水稻	←											→					
ニホンザル	野菜、イモ類 シイタケ	←												→	県北部から南西部にわたる山麓部の農林業地域	○		
ツキノワグマ	スギ、ヒノキ	←		→											県北部から南西部にわたる山地帯の林業地域と山麓の耕作地域	○		
	飼料作物、野菜 養蜂、果実				←								→					
イノシシ	水稻、イモ類、野菜	←												→	県内全域の耕作地域	○		
カワウ	アユ	←												→	県内全域の河川・湖沼	○	臭い、樹木枯死等の被害あり	
	アユ以外の魚類	←											→					

③ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

項目	考え方
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	<p>次のア及びイの要件を全て満たす者を原則とする。</p> <p>ア 被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼を受けた者（市町が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む）であり、使用する猟法に応じた狩猟免許を所持し、捕獲等に従事する年度又は前年度に当該猟法に係る栃木県の狩猟者登録を受けた者であること。</p> <p>ただし、次の(ア)から(ク)までのいずれかの場合はこの限りでない。</p> <p>(ア) ネズミ（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く）、モグラ類の捕獲等を行う場合</p> <p>(イ) カラス類、ドバトの被害を受けている施設内（敷地を含む）において、捕獲檻等を使用してカラス類、ドバトの捕獲等を行う場合</p> <p>(ウ) 栃木県アライグマ・ハクビシン防除実施計画に基づく捕獲等に関する講習を受け、市町の登録を受けた者が、小型の箱わなを使用してハクビシン、アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、アメリカミンクを捕獲する場合</p> <p>(エ) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、アメリカミンク、ノウサギを捕獲する場合であって、次のいずれかの場合</p> <p>a 住宅敷地内の被害の防止の目的で、当該敷地内において捕獲する場合</p> <p>b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合</p> <p>(オ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合</p> <p>(カ) 森林管理署長等が、昭和38年12月4日付38林野造第2047号林野庁通達により、農林水産業や生態系への被害防止のために、国有林野関係職員を捕獲従事者として選任し、栃木県知事と協議を行い安全管理に十分留意したうえで捕獲等を行う場合</p> <p>(キ) わな猟免許を所持する者が、農業被害の防止の目的で、箱わな、くくりわなを自己の管理する農地（当該農地内では効果的な捕獲等ができない場合にあつては、隣接する土地のうち当該農地に達する獣道など客観的に設置が必要と認められる場所を含む）に設置してニホンジカ、イノシシの捕獲等を行う場合</p> <p>(ク) 法人に対する銃器を使用しない許可であつて（銃器を止めさして使用する場合を除く）、次のaからdまでの要件を全て満たす場合</p> <p>a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。</p> <p>b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術及び安全性等が確保されていること。</p> <p>c 当該免許を所持しない者が当該免許所持者の監督下で銃器を使用しないで捕獲等を行うこと。</p> <p>d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。</p> <p>イ 使用する猟法に応じて、環境省令第67条第2項第1号と同等の損害賠償保険又は狩猟事故共済保険に加入していること。ただし、アの(ア)から(カ)までに該当する場合はこの限りでない。</p>

鳥獣の種類・数	<p>現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。</p> <p>鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、次のア又はイのいずれかに該当する場合のみ対象とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合にはこの限りでない。</p> <p>ア 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は、個体の捕獲等だけでは目的が達成できない場合</p> <p>イ 建築物、鉄塔等の管理のため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取等する場合</p> <p>捕獲等の数は、被害の防止、軽減の目的を達成するために必要な数(羽、頭又は個)とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合にはこの限りでない。</p>
期 間	<p>現に被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲等が実施できる時期で、被害防除のために必要かつ適切な期間とし、栃木県捕獲許可要領に定める日数を上限とする。</p> <p>なお、捕獲等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。</p> <p>また、狩猟期間中及びその前後に捕獲等を行う場合は、狩猟期間中は一般の狩猟と誤認されることのないよう、狩猟期間の前後は、捕獲行為が行われていないと誤認され事故が生じることがないように、周辺住民等関係者への事前周知を徹底させるものとする。</p>
区 域	<p>被害の発生状況及び捕獲等の対象鳥獣の行動圏域を踏まえて、被害の発生地域及びその隣接地等を対象とすることとし、必要かつ適切な範囲とする。</p> <p>被害が複数の市町にまたがって発生する場合は、被害の状況に応じ、市町を越えた広域的な共同捕獲等や捕獲実施期間の連携を行うなど、申請者や関係機関に助言するものとする。また、被害が周辺の都県にまたがって発生する場合には、関係都県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都県間の連携を図るものとする。</p> <p>鳥獣保護区、休猟区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域における捕獲等は、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。</p> <p>特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。</p> <p>銃器に係る特定猟具使用禁止区域での銃による捕獲等をやむを得ず行う場合は、必要最小限の区域及び期間とし、安全性の確保に万全の措置を講じさせることとする。</p> <p>国有林野等で捕獲等を行う場合は、その管理者と事前に協議するよう指導することとする。</p>
方 法	<p>次のとおりとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>ア 原則として、鳥獣保護管理法第 36 条に規定する危険猟法以外の方法とする。ただし、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、安全性が確保できるものであり、鳥獣保護管理法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあつてはこの限りでない。</p> <p>イ 空気銃を使用した捕獲等は、半矢の危険性があるため、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルについては原則として認めない。ただし、取り逃がす危険性のない状況において、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲等に使用する場合には、この限りでない。</p> <p>ウ 鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導に努めるとともに、鳥獣保護管理法第 15 条による鉛散弾の使用禁止区域においては、原則として使用を認めないものとする。</p> <p>エ 個人に対する許可の場合、銃器の使用は認めない。ただし、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの止めさしで使用する場合はこの限りでない。</p>

#### ④ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

##### ア 捕獲等の実施体制の整備

狩猟者が減少・高齢化する中であって、有害鳥獣捕獲の従事者を確保した上で効果的に捕獲等を実施する体制を整備するため、次の(ア)から(エ)までの取組を行います。

(ア) 狩猟者の確保育成（→第8章－4に記載）

(イ) 狩猟免許を有しない者がわなを用いた有害捕獲に補助的に参加できる制度を活用するための研修会の開催

(ウ) 捕獲隊と鳥獣被害防止特措法に規定する鳥獣被害対策実施隊との連携の推進

(エ) 有害鳥獣による被害や狩猟者の状況等を踏まえた捕獲許可の要件の緩和

(オ) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成

##### イ 有害鳥獣捕獲従事者の顕彰

有害鳥獣捕獲に長年従事した者や、他の従事者の指導に尽力した者など、有害鳥獣捕獲の推進に顕著な功績を上げた者を顕彰し、従事者の志気の高揚に努めます。

##### ウ 広域一斉捕獲の実施

カワウ、カラス類、カルガモなど移動性の高い種を捕獲する場合には、市町や県の境を越えた広域一斉捕獲の実施等により、効率的な捕獲の実施と被害の拡大防止を図ります。

##### エ 地域ぐるみの総合的な被害対策の促進

被害が慢性的に発生している地域においては、有害鳥獣捕獲による対策のみでは必ずしも被害の軽減につながらないことから、環境整備、防護を組み合わせた地域ぐるみの総合的な被害対策を促進します。（→第8章－6に記載）

## 7 その他特別の事由を目的とする場合の許可に関する事項

それぞれの区分ごとの許可の範囲については、原則として下表のとおりとします。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

区 分	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区 域	方 法
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）	6か月以内	環境省令第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。

養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者で、県内に在住する者	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。	6か月以内	環境省令第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	網、わな又は手捕り
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲等により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く）	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く）。	30日以内	環境省令第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。
その他公益上の必要があると認められる目的	捕獲等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。 なお、環境教育、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。 特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。				

## 8 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### (1) 許可権限の市町長への移譲

捕獲許可の権限を、捕獲等の目的や対象鳥獣の種を問わず、引き続き市町長に移譲し、許可事務の効率化・迅速化を図ることとします。また、捕獲等を行う区域が複数の市町にまたがる場合の許可権限は知事が有することとし、申請者に過度の負担を課さないようにします。

### (2) 鳥獣の飼養登録

愛玩を目的とした鳥獣飼養登録申請については、新規にはこれを認めないよう、また、飼養登録の更新等の事務に当たっては、次のアからエまでの事項に留意し審査を厳正に行うよう、市町に協力を求めるものとします。

ア 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認すること。

イ 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認すること。

ウ 装着許可証の毀損等による再交付は、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ行うこと。

エ 県外において愛玩飼養の目的での捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合は、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等の不正な飼養が行われないようにすること。

### (3) 販売禁止鳥獣等の販売許可

#### ① 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次のア及びイのいずれにも該当する場合に許可するものとします。

ア 販売の目的が鳥獣保護管理法第24条第1項又は環境省令第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

#### ② 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とします。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とします。

### (4) 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、鳥獣保護管理法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、鳥獣保護管理法第37条の規定による環境大臣の許可が必要であることを指導するものとします。

## 第5章 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区等に関する事項

### 1 基本的な考え方

狩猟や許可による捕獲において、銃器等猟具の誤った取扱いが事故につながるおそれがあることから、住宅地、公共施設、レジャー施設など、特に安全確保の必要性が高い地域を中心に、特定の猟具の使用を禁止する区域を適切に配置します。

### 2 特定猟具使用禁止区域

#### (1) 指定方針

- ① 特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定することとします。
  - ア 銃猟に伴う危険を予防するための区域  
銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家の密集地及び群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域
  - イ 静穏を保持するための区域  
鳥獣保護管理法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）
  - ウ わな猟に伴う危険を予防するための区域  
学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域
- ② 新規の指定に当たっては、市町と連携しながら特定猟具による危険箇所や住民の要望を的確に把握し、利害関係者等の意見を聴取した上で、必要に応じて指定します。
- ③ 指定期間は10年間とし、本計画期間内に指定期間が満了する区域については、原則として再指定します。
- ④ 近接する既指定の特定猟具使用禁止区域については、整理統合に努めます。

#### (2) 指定等の計画

本計画期間内の各年度における指定等の計画は次のとおりです。ただし、地域の土地利用の変化により事故の危険性が増大するなど、状況の変化が生じた場合には、必要に応じて、この計画によらず指定等を行います。

区 分		既指定特定猟具 使用禁止区域 (A)	計画期間中の増減 (B)=(C)-(D)	計画終了時の特定 猟具使用禁止区域 (A)+(B)
銃猟に伴う危険を 予防する区域	箇所	224		224
	面積(ha)	119,577		119,577
わな猟に伴う危険を 予防する区域	箇所			
	面積(ha)			

区 分	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により 消滅する特定猟具使用禁止区域						
	4年度 (2022年度)	5 (2023年度)	6 (2024年度)	7 (2025年度)	8 (2026年度)	計(C)	4年度 (2022年度)	5 (2023年度)	6 (2024年度)	7 (2025年度)	8 (2026年度)	計(D)	
銃猟に伴う危険を 予防する区域	箇所	(30)	(33)	(27)	(20)	(19)	(129)	(30)	(33)	(27)	(20)	(19)	(129)
	面積(ha)	(21,033)	(16,722)	(8,036)	(31,889)	(6,985)	(84,665)	(21,033)	(16,722)	(8,036)	(31,889)	(6,985)	(84,665)
わな猟に伴う危険を 予防する区域	箇所												
	面積(ha)												

※( )内の数値は、既指定区域の期間満了に伴う再指定

### 【指定等計画の内訳】

年度	番号	所在地	名称	面積	指定期間	備考
R4年度 (2022年度)	A22	宇都宮市	宇都宮北部	261	R4(2022)11.1~ R14(2032).10.31	再指定
	A35	宇都宮市	イーストウッドカントリー倶楽部	110		
	B18	栃木市	栃木ウッズヒルゴルフクラブ	112		
	C3	日光市、塩谷町	小佐越・高柴	431		
	C11	宇都宮市、日光市	ビートダイゴルフクラブVIPコース	92		
	C12	鹿沼市、日光市	サンレイク・パークレイ	248		
	D8	矢板市、塩谷町	コリーナ矢板・ロベ倶楽部	307		
	D26	塩谷町	東荒川ダム	40		
	D27	さくら市	ベルセルバカントリークラブ	76		
	D30	矢板市	片岡	519		
	D41	塩谷町	宇都宮大学船生演習林	532		
	E23	大田原市	佐久山東	400		
	E25	大田原市	佐久山	45		
	E41	大田原市	ニューセントアンドリュースゴルフクラブ	145		
	E46	那須塩原市	関谷	813		
	F1	那珂川町	小川中央	1,320		
	F12	那須烏山市、高根沢町	高根沢東北部・南那須鴻野山	1,060		
	F15	那須烏山市	南那須芳朝寺	58		
	G4	栃木市	栃木西部	982		
	G6	小山市、野木町	小山・野木	8,123		
	G9	足利市	足利	4,348		
	G12	壬生町	壬生北小林	401		
	G16	栃木市	都賀大柿	278		
	G53	小山市	小山網戸	60		
	G54	壬生町	壬生藤井	96		
	G70	栃木市	栃木市渡良瀬の里	8		
G71	栃木市	中根	1			
G72	栃木市	巴波川	9			
G73	栃木市	谷田川	22			
G74	栃木市	渡良瀬カントリークラブゴルフ場	136			



年度	番号	所在地	名称	面積	指定期間	備考
R5年度 (2023年度)	A4	益子町、市貝町、芳賀町、茂木町	芳賀・市貝・益子	4,472	R5(2023)11.1~ R15(2023).10.31	再指定
	A37	芳賀町	給部	65		
	A39	芳賀町	芳賀上与能	20		
	A40	芳賀町	芳賀城興寺	68		
	A41	茂木町	エースゴルフ倶楽部茂木コース	305		
	A43	茂木町	UDトラックス(株)茂木試験場	125		
	A44	茂木町	希望ヶ丘カントリークラブ	115		
	A45	芳賀町	芳賀東部	343		
	A54	茂木町	木幡地区	134		
	A55	茂木町	菅又調整池	32		
	B11	鹿沼市	粟野深程	638		
	B15	鹿沼市、栃木市	真名子カントリークラブ	678		
	B16	栃木市	大倉カントリークラブ	192		
	C4	日光市	日光・今市	3,518		
	D2	宇都宮市、さくら市、高根沢町	氏家・宝積寺	3,277		
	D12	さくら市	鷲宿・大日向カントリー倶楽部	314		
	D28	塩谷町	塩谷泉	57		
	D29	矢板市	矢板西小学校	55		
	D31	さくら市	ニッカウイスキー	27		
	D32	さくら市	喜連川	605		
	D33	さくら市	セブンハンドレッド	100		
	E36	那須塩原市	木綿畑	454		
	E42	那須塩原市	百村	3		
	E43	那須塩原市	黒磯渡辺・佐野	38		
	F17	那須烏山市、茂木町	アロハカントリークラブ	45		
	F18	那珂川町	馬頭ゴルフ倶楽部	170		
	G35	栃木市	都賀町憩の森	15		
	G36	栃木市	つがスポーツ公園	42		
G37	小山市	小山	146			
G41	栃木市	東武藤が丘カントリー倶楽部	86			
G42	佐野市	足利カントリークラブ	94			
G59	下野市	南河内祇園原	388			
G75	壬生町	みぶ羽生田産業団地	101			
R6年度 (2024年度)	A3	宇都宮市	飯山・篠井	138	R6(2024)11.1~ R16(2024).10.31	再指定
	A26	真岡市	真岡・二宮	3,412		
	A36	益子町	大郷戸	6		
	A56	市貝町	芳那の水晶湖	222		
	A57	宇都宮市	鬼怒川緑地公園	94		
	B2	鹿沼市	鹿沼白桑田	97		
	C1	日光市	足尾町総合福祉施設	44		
	C16	日光市	清滝丹勢町	15		
	D1	塩谷町	塩谷工業団地	40		
	D34	塩谷町	栃の木カントリークラブ	106		
	D42	矢板市、さくら市	喜連川工業団地	307		
	E4	大田原市	黒羽大輪	160		
	E30	那須町	那須霞ヶ城ゴルフクラブ	163		
	E31	大田原市、那須町	那須伊王野カントリークラブ	120		
	E32	大田原市	練貫	128		
	F2	那須烏山市	烏山城カントリークラブ	422		
	F20	那珂川町	仲妻・原	130		
	G2	栃木市	大平西山田	127		
	G21	壬生町	壬生町総合公園	162		
	G28	佐野市	秋山学寮	360		
	G39	佐野市	田沼西中学校	323		
	G45	宇都宮市、壬生町	宮の森カンツリー倶楽部	130		
	G46	栃木市	都賀カントリー倶楽部	30		
	G50	壬生町	壬生町牛塚古墳	95		
	G55	佐野市	佐野クラシックゴルフ倶楽部	159		
	G58	小山市、下野市	南河内	356		
G76	小山市	小山寒川・中地区	690			

R7年度 (2025年度)	A1	宇都宮市、上三川町、鹿沼市	宇都宮中央	19,964	R7(2025)11.1～ R17(2035).10.31	再指定
	A5	宇都宮市	ロイヤルカントリー	231		
	A18	茂木町	ツインリンクもてぎ	648		
	A58	宇都宮市	エコパーク板戸	40		
	B3	鹿沼市、壬生町	鹿沼中央	6,033		
	B5	鹿沼市	下沢	21		
	B12	鹿沼市	永野	278		
	B19	鹿沼市	板荷	177		
	C15	日光市	日光市西町	165		
	C17	日光市	パインズ日光ゴルフクラブ	89		
	D4	矢板市	矢板カントリークラブ	120		
	D5	さくら市	桜ふれあいの郷	60		
	E6	大田原市	大田原ゴルフ倶楽部	148		
	E33	大田原市	ゴルフ倶楽部ゴールデンウッド	111		
	E44	大田原市	佐良土	174		
	E47	大田原市	乙連沢	284		
	F3	那須烏山市	横枕	90		
G1	佐野市	佐野駒場	317			
G5	小山市	小山高椅	190			
G57	佐野市	田沼・葛生	2,749			
R8年度 (2026年度)	A11	茂木町、市貝町	関東国際カントリークラブ	100	R8(2026)11.1～ R18(2036).10.31	再指定
	B6	鹿沼市	鹿沼プレミアムゴルフ倶楽部	135		
	C18	日光市	ラインヒルゴルフクラブ	76		
	D7	矢板市	矢板運動公園	120		
	D10	矢板市	矢板寺山ダム	21		
	D43	塩谷町	尚仁沢上流部イヌブナ自然林	23		
	E8	大田原市、那須塩原市	なすの	3,911		
	E27	大田原市	那須黒羽ゴルフクラブ	98		
	E34	大田原市	河原	103		
	E45	那須塩原市	塩原宇都野	264		
	E48	那須町	高久乙	165		
	G7	佐野市	葛生仙波・板東	67		
	G26	栃木市	吾妻古墳	302		
	G43	佐野市	蓬山ログビレッジ	20		
	G48	足利市	足利城ゴルフ倶楽部	140		
	G61	下野市	下野市田川流域	426		
	G62	下野市	下野市西部及び姿川流域	545		
G63	下野市	下野市北西部	366			
G64	足利市	足利市菅田町	103			

### 3 特定猟具使用制限区域

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について、特定猟具使用制限区域に指定します。

現在、県内において特定猟具使用制限区域の指定はありませんが、本計画期間内に必要が生じた場合は、適切に指定します。

### 4 猟区

現在、県内において猟区の設定はありませんが、猟区には、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るだけでなく、狩猟初心者の育成などの機能もあることを踏まえ、狩猟者団体等が設定を検討する場合には適切な助言・指導を行うものとしします。

設定が認可された場合には、猟区の設定者と連携し、猟区を活用した狩猟初心者の育成や鳥獣の生息状況のモニタリング等の取組を行うものとしします。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないように留意することとしします。

### 5 指定猟法禁止区域

#### (1) 指定の経過

鉛散弾による水鳥の鉛中毒事故の防止を図るため、平成 13（2001）年度（一部については平成 12（2000）年度）から、鬼怒川（3,761ha）及び渡良瀬川（261ha）を鉛散弾に係る指定猟法禁止区域に指定しています。

#### (2) 指定の方針

特に、鉛製銃弾の使用について、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を図ります。

#### (3) 許可の考え方

指定猟法禁止区域における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとしします。

許可に当たっては、許可期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について、必要に応じて条件を付すものとしします。

## 第6章 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成等に関する事項

### 1 基本的な考え方

野生鳥獣の地域個体群の維持と農林水産業等の被害軽減のため、特定計画制度などを活用した科学的・計画的な保護又は管理を推進します。

### 2 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小により、地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣が存在し、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められる場合に、第一種特定鳥獣保護計画を作成します。

### 3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、農林水産業や生態系等の被害を引き起こしている鳥獣が存在し、当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認められる場合に、第二種特定鳥獣管理計画（以下「管理計画」という）を作成します。

なお、現在策定している管理計画のうち、第13次計画の期間内に終了する計画については、実施した対策の評価や生息状況等の変化を踏まえた上で、次期計画の策定を検討するとともに、計画の終了前であっても、生息状況等に大きな変化が生じた場合には必要に応じて改定するものとします。

#### (1) 作成済みの計画

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	第13次計画中の計画期間	対象区域	備考
平成29年度 (2017年度)	適切な管理	ニホンジカ	令和4(2022)年度 ～令和5(2023)年度	県内全域	
平成29年度 (2017年度)	適切な管理	イノシシ	令和4(2022)年度 ～令和5(2023)年度	県内全域	
令和元年度 (2019年度)	適切な管理	ツキノワグマ	令和4(2022)年度 ～令和6(2024)年度	足利市、栃木市、佐野市、 鹿沼市、日光市、矢板市、 那須塩原市、塩谷町、那須町	
令和3年度 (2021年度)	適切な管理	ニホンザル	令和4(2022)年度 ～令和8(2026)年度	足利市、栃木市、佐野市、 鹿沼市、日光市、矢板市、 那須塩原市、塩谷町、那須町	

## (2) 計画に基づく対策の推進

### ① 総合的な対策の実施

対象種の特性を踏まえ、生息環境管理、被害防除対策、個体群管理等を組み合わせた総合的な対策を実施し、農林水産業や生態系等の被害軽減を図ります。

### ② 地域の実情を踏まえた計画の作成

被害や対策の実情は地域により異なることから、市町においては、各管理計画に基づき、地域の実情を踏まえた特定鳥獣保護管理地域計画（以下「地域計画」という）を作成するものとします。なお、管理計画の対象鳥獣について鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成した場合には、これを地域計画とみなすものとします。

### ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び捕獲事業の実施

県域レベルの観点で指定管理鳥獣の捕獲が不足していると考えられる地域については、これらの鳥獣の管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、指定管理鳥獣捕獲等事業を県及び国が行います。

## 4 特定計画対象種以外の対策の推進

### (1) 方針

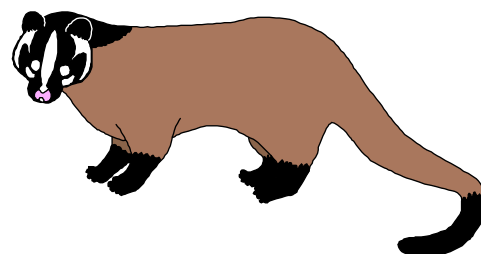
農林業等被害を及ぼす鳥獣のうち特定計画等の対象となっていない種についても、効果的な捕獲や被害対策を推進することにより、被害の軽減を図ります。

### (2) ハクビシン・アライグマ対策の推進

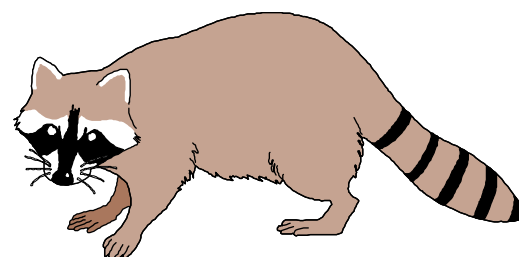
ハクビシンについては、近年農業被害が増加しています。アライグマについては、県内全域で生息が確認され、急激な増加が懸念されます。

両種の対策を推進するため、「栃木県アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、生息状況や被害状況を把握するとともに、効果的な捕獲手法や被害対策手法についての情報収集と普及を図り、両種の積極的な捕獲と被害防止を促進します。

なお、捕獲の際には、同じわなで両種とも捕獲される可能性があるため、許可手続については、両種とも捕獲できるよう進めることとします。



【ハクビシン】



【アライグマ】

### (3) カワウ対策の推進

関東カワウ広域協議会（11 都県で構成）で合意された広域管理指針を踏まえた上で、「栃木県カワウ管理指針」に基づき、一斉追払いや統一手法によるモニタリングなどを効果的に実施します。

# 第7章 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

## 1 基本的な考え方

鳥獣保護管理事業を科学的・計画的に実施するため、鳥獣の生息状況等について各種調査を実施し、実態の把握に努めます。

調査により得られた情報については、試験研究機関である林業センターを拠点として解析を行い、その後の事業実施に活用します。

## 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

### (1) 鳥獣生息分布等調査

狩猟や有害鳥獣捕獲の報告、関係行政機関や関係団体からの情報収集、アンケート調査、現地調査、既存資料の活用などにより、県内に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査します。

保護及び管理を図る上で特に重要な種（栃木県版レッドリスト掲載種、シカ・イノシシなど被害が増加している種）については、最新の調査に基づいた生息分布図を作成します。

### (2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類の一斉調査を実施します。

本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査に合わせて行います。

また、本調査と同時に、カワウの生息数調査も行います。

対象地域名		
① 足利市渡良瀬川	⑬ 大田原市セントアンドリュースG C	⑳ 市貝町塩田調整池
② 栃木市皆川城C C	⑭ " 琵琶池	㉑ 芳賀町唐桶溜
③ " 渡良瀬貯水池	⑮ " 羽田沼近くの水田	㉒ " 御料牧場
④ 鹿沼市鹿沼C C	⑯ 矢板市寺山ダム	㉓ 塩谷町東古屋湖
⑤ 日光市湯ノ湖	⑰ 那須塩原市塩原ダム	㉔ " 東荒川ダム
⑥ " 中禅寺湖	⑱ " 赤田調整池	㉕ 高根沢町東雲G C
⑦ " 杉の郷C C	⑲ " 戸田調整池	㉖ " 桑窪生活環境保全林
⑧ " 大室ダム	⑳ " 板室ダム	親水公園
⑨ 小山市大沼親水公園	㉑ " 鳥野目河川公園	㉗ 那須町矢ノ目ダム
⑩ 真岡市井頭公園	㉒ さくら市抜け土溜池・新溜池	㉘ " 千振湖
⑪ " 五行川	㉓ " 紫塚ゴルフ倶楽部	
⑫ 大田原市羽田沼	㉔ 那須烏山市烏山城C C	

※ 調査対象地域は、生息状況に応じて随時見直しを検討する。

### (3) 第二種特定鳥獣管理計画モニタリング調査

第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣について、狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲報告や、捕獲個体からのサンプル収集などにより、生息分布や生息状況、捕獲状況等を把握した上で、環境整備や防護の実施状況、農林業等被害の状況と合わせて分析し、管理計画に基づく施策の効果を検証します。

ニホンジカ及びイノシシについては、捕獲を行った者から捕獲努力量や目撃数等についても情報を収集し、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数等を併せて分析します。

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査方法	備考
ニホンジカ	管理計画の 期間内	入猟日、入猟場所、目撃数、 捕獲努力量、捕獲日、 捕獲場所、捕獲数、性別	出猟・捕獲カレンダーの収集	
		体格、妊娠状況	計測とサンプル 収集	日光鳥獣保護区内 有害鳥獣捕獲のみ
		生息密度調査	区画法、定点法 糞塊法	
		自然植生への影響調査	植生調査 センサーカメラ	奥日光地域
		放射性物質調査	サンプル収集	
イノシシ	管理計画の 期間内	入猟日、入猟場所、目撃数、 捕獲努力量、捕獲日、 捕獲場所、捕獲数、性別	出猟・捕獲カレンダーの収集	
		生息密度調査	痕跡調査	
		放射性物質調査	サンプル収集	
ツキノワグマ	管理計画の 期間内	捕獲日、性別、妊娠状況、 捕獲場所	捕獲報告の収集	
		体格	捕獲報告の収集	有害鳥獣捕獲のみ
		年齢	サンプルの収集	有害鳥獣捕獲のみ
		生息密度調査	センサーカメラ (捕獲再捕獲法)	
		堅果類豊凶調査	堅果類カウント	
ニホンザル	管理計画の 期間内	捕獲日、性別、捕獲場所	捕獲報告の収集	
		群れの加害レベルと出没状況	市町のパトロール員等による情報収集	

※ ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについては、(4)の調査を兼ねて実施するものとする。

(4) 狩猟鳥獣生息状況等調査

主要な狩猟鳥獣について、狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲報告や、捕獲個体からのサンプル収集などにより、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査します。

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査方法	備考
カワウ	令和4(2022)年度 ～ 令和8(2026)年度	捕獲場所	捕獲報告の収集	
		捕獲日	捕獲報告の収集	有害鳥獣捕獲のみ
		就罫・採餌羽数調査	カウント調査	
		個体数調査	カウント調査	ガン・カモ調査と同時実施
アライグマ ハクビシン	令和4(2022)年度 ～ 令和8(2026)年度	捕獲場所・捕獲日	捕獲報告の収集	
		捕獲効率	捕獲カレンダーの収集	有害鳥獣捕獲のみ
		生息確認地点	行政職員等からの情報収集 登録狩猟者からの目撃アンケート収集	
その他の 狩猟鳥獣	令和4(2022)年度 ～ 令和8(2026)年度	捕獲場所	捕獲報告の収集	

(5) 指定管理鳥獣生息状況調査

指定管理鳥獣について、(3)の調査等から得られたデータの統計解析により、個体数の推定を定期的の実施します。

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査方法	備考
ニホンジカ	令和5(2023)年度 令和8(2026)年度	個体数	統計解析(ベイズ法)	
イノシシ	令和5(2023)年度 令和8(2026)年度	個体数	統計解析(ベイズ法)	

(6) 錯誤捕獲情報収集調査

報告を求める項目(鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等)や報告の方法について検討し、捕獲に従事する者に可能な範囲で報告を求め、錯誤捕獲の実態把握に努めます。



### 3 法に基づく諸制度の運用状況調査

鳥獣保護区や狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定、管理等を適正に行うため、鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を実施します。

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
新規に指定する鳥獣保護区や狩猟鳥獣捕獲禁止区域	令和4（2022）年度 ～ 令和8（2026）年度	文献調査又は聞き取り調査を行い、生息する鳥獣の種類、生息環境等を把握する。なお、必要に応じて、現地調査（ルートセンサス法）を行う。	
既設の鳥獣保護区や狩猟鳥獣捕獲禁止区域	令和4（2022）年度 ～ 令和8（2026）年度	鳥獣の生息状況について、聞き取り調査又は現地調査を行い、指定効果を把握する。	

### 4 データの解析と活用

各種調査により得られたデータについては、試験研究機関である林業センターを拠点として解析を行い、施策の評価及びその後の事業の実施に活用します。（→第8章－7に記載）

## 第8章 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

### 1 基本的な考え方

鳥獣保護管理事業を科学的・計画的に実施するため、専門的な知識、技術を有する人材の確保育成に努めます。

特に、減少・高齢化が課題となっている狩猟者や地域の獣害対策のリーダーとなる人材の確保育成に重点的に取り組みます。

また、鳥獣の保護及び管理を効果的に実施するためには、様々な関係主体の連携が必要不可欠であることから、連携体制の強化を図ります。

### 2 鳥獣行政担当職員の適正配置

鳥獣保護管理行政を積極的に推進し、鳥獣保護管理事業を適正かつ円滑に執行するために、担当職員の適正な配置と研修等の充実を図ります。

司法警察員に指名された職員は、関係機関の協力を得ながら、鳥獣の保護若しくは管理又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を行います。

#### 【研修計画】

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・対象者	備考
鳥獣保護管理行政担当職員研修	県	4月	1回	全県	40	鳥獣保護管理業務全般 行政担当職員	〔講師〕 県職員
鳥インフルエンザ対応及び傷病野生鳥獣救護事業研修	県	4月	1回	全県	20	鳥インフルエンザ対応と傷病野生鳥獣の取扱い 行政担当職員	〔講師〕 県職員
獣害対策地域リーダー育成研修	県	通年	10回程度	全県	30	鳥獣被害対策に係る知識・技術の習得 希望者	〔講師〕 学識経験者等
野生生物研修	国	12月	1回	全国	2	鳥獣保護管理全般 行政担当職員	〔講師〕 環境省学識経験者
特定鳥獣保護管理研修	国	8～11月	3回	全国	6	特定鳥獣保護管理 行政担当職員	〔講師〕 環境省学識経験者

### 3 鳥獣保護管理員の適正配置

鳥獣保護管理員は、狩猟の取締りや指導、鳥獣保護区等の管理、鳥獣の生息状況に関する調査等を行い、県の鳥獣保護管理事業を補助する役割を担ってきました。

近年では、地域における鳥獣の保護及び管理に関する助言・指導など、より広範な分野での活動も要請されていることから、研修制度の充実を図り、その専門性を高めていきます。

【配置計画】

基準 配置数	令和3(2021)年度末		年度計画							
	(A)	人員 (B)	充足率 (B/A)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	各年度 計 (C)	充足率 (C/A)
人 30	人 30	% 100	人 30	人 30	人 30	人 30	人 30	人 30	人 30	% 100

※鳥獣保護管理員は、自然監視員を兼務する。

【年間活動計画】

活動内容	実施時期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鳥獣保護区等の管理	←											→
狩猟取締り									←			→
違法捕獲・飼養取締り	←											→
鳥獣生息等調査	←											→
鳥獣保護思想の普及啓発	←											→

【研修計画】

名称	主催	時期	回数/年	規模	人	内容・目的
獣害対策地域リーダー育成研修	県	通年	10回程度	全県	30	鳥獣被害対策に係る知識・技術の習得

## 4 狩猟者の確保育成

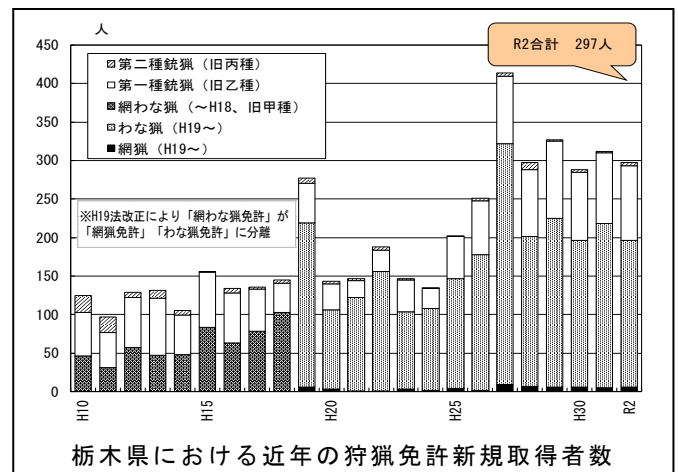
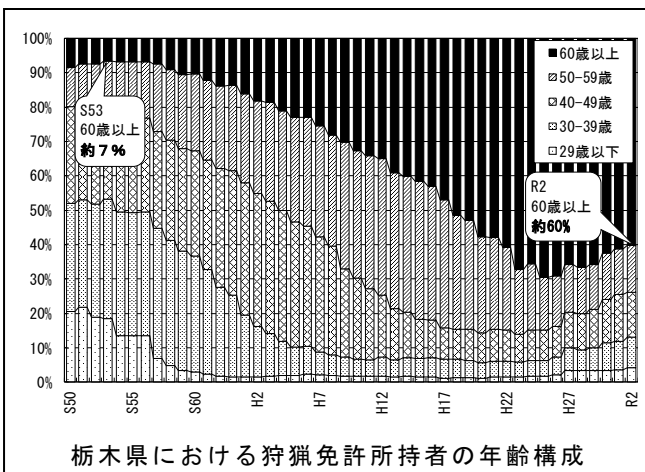
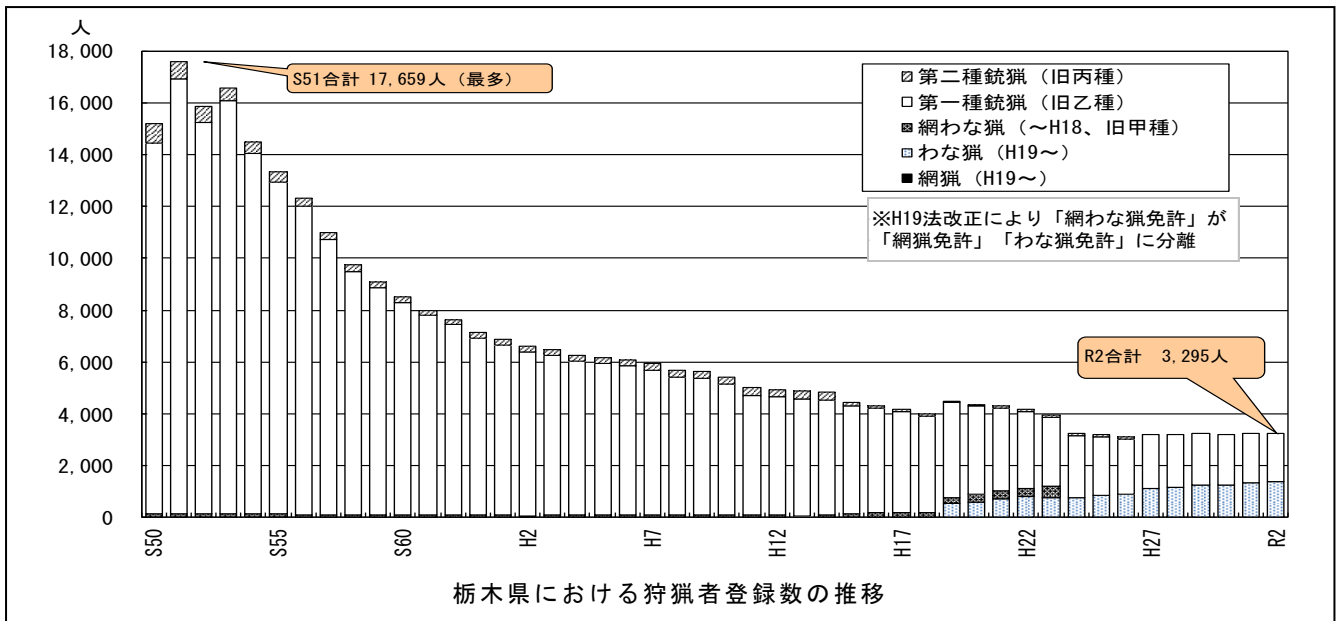
狩猟は、趣味の捕獲という側面だけでなく、増えすぎた鳥獣の数を調整し農林水産業等被害を防止する役割があります。また、狩猟者は、有害鳥獣の捕獲を目的とする許可による捕獲の従事者や、鳥獣の捕獲情報や目撃情報の提供者として、鳥獣の保護及び管理に大きく貢献しています。

このため、狩猟免許の新規取得者を確保するとともに、狩猟者の負担軽減を図る新技術の普及を進めるなど、野生鳥獣の適正な保護及び管理を推進します。

### (1) 狩猟者の現状

狩猟者登録数は年々減少傾向にあり、最も多かった昭和50年代に比べ5分の1程度となっています。同時に高年齢化も進行しており、近年若返りの傾向が見られるものの狩猟免許所持者の6割が60歳以上となっています。

一方、農林業者が自らの事業の被害を防止する目的で狩猟免許を取得するなど、狩猟免許新規取得者数が増加傾向にあり、特に、わな猟免許の取得者が急増しています。



## (2) 狩猟者の確保育成対策

### ① 狩猟免許の取得促進

- ア 狩猟免許出前講座の開催やパンフレットにより、狩猟の社会的意義や狩猟免許の取得方法を広く普及し、免許取得を促進します。
- イ 若者の受験を促進するため、大学生などを対象として、狩猟の魅力を伝えるPR講座を開催します。
- ウ 狩猟免許試験の複数回実施及び休日や複数会場での実施により、受験機会の増加及び受験者の利便性の向上を図ります。
- エ 県猟友会が主催する狩猟免許試験事前講習会の受講者にテキストを無料配布するなど、免許取得費用の負担軽減を図ります。
- オ 農林業者に対し、農林業被害対策のため自らの免許取得を働きかけるとともに、市町や農林業団体職員を捕獲の担い手として育成する取組を促進します。
- カ 銃猟者を確保するため、わな猟免許のみ所持する狩猟者に銃猟免許取得を働きかけるなど、銃猟免許の取得促進を図ります。

② ICT機器の活用による狩猟者の負担軽減

ICT機器の実証を行い、効果が確認されたものを実装することにより、見回りの省力化など狩猟者の負担軽減を図ります。



③ 狩猟者の捕獲技術向上

狩猟免許新規取得者や、捕獲数が伸びない狩猟者を対象に銃猟及びわな猟の実践的な技術講習を実施し、技術向上を図ります。

特に、新規取得者数が急増しているわな猟の技術講習については、回数を増やし、多くの狩猟者の受講を促進します。

【研修計画】

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
わな猟初心者研修	県	11月～ 1月	5回程度	全県	希望者	わな猟による捕獲技術の向上
銃猟初心者研修	県	12月～ 2月	2回程度	全県	希望者	銃猟による捕獲技術の向上

## 5 認定鳥獣捕獲等事業者の確保育成

捕獲の担い手である狩猟者の減少・高齢化が進む中で、科学的・計画的な鳥獣の管理を推進していくためには、指定管理鳥獣捕獲等事業など公的な捕獲事業の受託者となり、安全かつ確実に捕獲等を実施できる事業者が必要です。

このため、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、適正かつ効率的に捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する事業者を都道府県知事が認定する「認定鳥獣捕獲等事業者制度」について広く周知するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者を対象とした研修を行い、安全管理の徹底と捕獲技術の向上を図ります。

【研修計画】

名称	主催	時期	回数/年	対象	内容・目的
座学研修	県 (委託)	6月～ 12月	2回	捕獲従事者 事業従事者	技能知識講習 安全管理講習
実技研修	県 (委託)	6月～ 12月	2回	捕獲従事者	射撃場での射撃練習

## 6 地域の指導者となる人材の育成

鳥獣の管理を推進するためには、捕獲による個体数等の管理だけでなく、加害獣を寄せ付けない環境整備や、農作物等を被害から守る防護など、地域ぐるみの総合的な対策が重要であるため、獣害対策が必要な集落に鳥獣管理士<sup>(※)</sup>等を派遣し、住民が主体となった取組を促進します。

地域ぐるみの総合的な対策を県内全域に広く普及するためには、各地域で対策の指導者となる人材が必要となることから、引き続き宇都宮大学と連携して研修を実施し、獣害対策のリーダーとなる人材を養成するとともに、その活用を図ります。

※ 鳥獣の生態を踏まえた上での効果的な被害対策や効率的な管理手法などを地域で指導できる専門家として、一般社団法人鳥獣管理技術協会が認定する資格

### 【研修計画】

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
獣害対策地域リーダー育成研修会	県	通年	10回程度	全県	30	鳥獣被害対策に係る知識・技術の習得

## 7 科学的な保護及び管理の拠点施設の充実

試験研究機関である林業センターを科学的な保護及び管理の拠点とし、調査研究、人材育成、情報発信、行政施策に連携した技術支援などの機能の充実を図ります。

### (1) 調査研究の推進

鳥獣の生息状況調査や科学的データの収集、分析、整理を行うとともに、大学や他の試験研究機関とも連携しながら、個体群管理、生息地管理、被害防除等に関する研究やICT等を活用した新たな捕獲技術の開発を進めます。

### (2) 人材育成の支援

県や市町などの行政担当職員や傷病鳥獣救護ボランティアなど、鳥獣保護管理事業を担う人材の育成を支援します。

### (3) 情報発信

研究報告書の発行や研究発表会の開催などにより、研究成果を広く普及していくほか、野生動物に関する情報収集・データの一元管理と発信を行っていきます。

### (4) 行政施策に連携した技術支援

調査研究の成果に基づき、行政課題の明確化や解決策の提案などを行うほか、特定計画のモニタリング実施機関として、施策の評価に必要な情報の収集及び取りまとめを行います。

また、新たな捕獲技術を県内に普及して捕獲の促進を図るほか、生息地管理・被害防除を含む地域における総合的な鳥獣被害対策や、特定計画に基づくツキノワグマの学習放獣及び出没現場における追払い等において、幅広く技術支援を行います。

## 8 関係主体の連携体制の構築

鳥獣の保護及び管理を推進するためには、各対策の企画、実施、評価の各段階において様々な主体の参画が必要となります。

このため、行政機関、県民、民間団体など関係主体の役割を明確にするとともに、連携体制の強化を図ります。

また、分布域が市町や県をまたぐ鳥獣等の保護及び管理については、隣接する市町や県と連携する体制を構築し、広域的かつ効果的な対策を推進します。

### (1) 関係主体の役割

関係主体	役割の総括	具体的役割
県	国の策定する基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を作成し、県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、当該計画に基づく施策を実施する。	鳥獣保護区の指定、人材の育成・配置、捕獲等に係る技術の開発・普及、市町の取組の支援、各主体の取組の調整、特定計画等の作成及び対象鳥獣の保護又は管理の目標設定、鳥獣の捕獲数・生息状況・被害状況等の情報収集、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、市町が作成する地域計画及び被害防止計画の確認と助言 等
市 町	県の定める鳥獣保護管理事業計画及び特定計画等に基づき、県と連携し、地域計画及び被害防止計画に基づく施策を実施する。	地域計画及び被害防止計画の作成、同計画に基づく個体群管理・生息環境管理・被害防除対策に係る地域ぐるみの取組の実施、捕獲結果の県への報告 等
事業者	事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮する。	
県 民	鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加する。	有害鳥獣を誘引しない環境整備や被害防除など地域ぐるみの対策の取組への参加、ボランティアとしての各種取組への参加 等
民間団体 (NPO、NGO)	行政と市民との情報の橋渡し等の役割を担う。	各団体の専門性に応じて、保護及び管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発 等
専門家	各主体に対し、鳥獣の保護及び管理に関して科学的な観点から適切な助言・指導を行う。	特定計画等への助言、地域の被害対策協議会への参加、地域住民が行う取組の指導等

## (2) 各組織による関係主体の連携体制の構築

### ① 栃木県野生鳥獣保護管理連絡会議

国、県（環境森林部、農政部）、市町の関係行政機関や関係団体により構成し、鳥獣の保護及び管理に関する合意形成や連絡調整等を行います。また、下部組織である専門部会において、有識者による各種計画案の検討、計画に基づき実施した施策の評価等を行います。

### ② 栃木県鳥獣被害対策本部会議

県の本庁関係課により構成し、各年度の鳥獣保護管理事業の実施状況や農林業等被害の状況等について情報を共有し、それぞれが所管する各施策の推進に活用します。

また、関係する県の出先機関（環境森林部、農政部）や市町などから構成する地域鳥獣被害対策連絡会議を県内の各地域単位に設置し、情報共有や連携強化により、市町境を越えた広域的な対策を推進します。

### ③ 茨城栃木鳥獣害広域対策協議会

県境地域に位置する市町と県（環境森林部、農政部）により構成し、広域圏での被害情報の把握、広域連携一斉捕獲などを実施します。

### ④ 福島茨城栃木連携捕獲協議会

福島県、茨城県、栃木県により構成し、ニホンジカの定着が危惧される八溝山付近の県境地域において、生息状況調査や捕獲を実施します。

### ⑤ 渡良瀬遊水地隣接県による連携捕獲協議会

渡良瀬遊水地に隣接する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県による連携捕獲協議会を設立し、イノシシやニホンジカの生息状況調査や捕獲を実施します。

### ⑥ 各市町の被害対策協議会

市町単位で、関係行政機関や農林業関係団体、地元猟友会、自治会代表者等により構成し、被害発生状況についての情報の共有や対策についての合意形成等を行います（令和2（2020）年度末現在22協議会）。

## 9 取締役

愛玩飼養を目的とした鳥獣の違法な捕獲や、違法に捕獲された鳥獣を輸入鳥獣と偽って販売されることを防止するため、関係機関と連携して、山林内や鳥獣の販売業者（ペットショップ等）に対しての巡視を実施します。

県民から鳥獣の違法な捕獲や飼養に関する情報等が寄せられた場合は、関係機関の協力を得ながら、調査・指導を行います。なお、任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的になく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲された地域に放鳥獣するよう努めます。



## 【年間計画】

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟の取締り（狩猟期間及びその前後を含む）							←						→	
販売業者に対する取締り		↔					↔							
違法捕獲・飼養の取締り	←													→
かすみ網の違法使用・所持・販売の防止	←													→

## 10 必要な財源の確保

地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣保護管理行政の実施に対し効果的な支出を図るものとします。

また、一部の鳥獣による農林水産業や生態系等の被害を軽減するための環境整備、防護、捕獲等の対策について、国の交付金等を活用して実施するほか、緩衝帯となる里山林整備や民有林における獣害対策については、とちぎの元気な森づくり県民税も活用します。



水田に沿って整備された里山林



民有林における樹木へのネット巻き

## 第9章 狩猟の適正化

### 1 基本的な考え方

狩猟の適正な実施と事故防止を図るため、狩猟者に対して、法令遵守や安全確保はもとより、マナーの遵守についても指導を徹底します。

また、狩猟規制等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた安全な狩猟環境の整備や狩猟鳥獣の適正な保護及び管理を図ります。

### 2 適正な狩猟の推進と事故防止

#### (1) 適正な狩猟の推進

警察や司法警察員と連携しながら、違反や出猟者の多い地域等を中心に、狩猟の取締りを実施します。

また、免許更新時の講習など様々な機会を捉え、狩猟者に対して安全確保の徹底や関係法令、マナーの遵守について指導を行います。

#### (2) 狩猟による事故の防止

近年のわな猟者の増加に伴い、錯誤捕獲や一般県民が誤ってわなにかかる事故等の発生が懸念されることから、わなの構造に係る法規制の遵守はもとより、一般者が立ち入るおそれのある場所にわなを設置する場合には、法定標識に加え一般者への注意喚起札などを併せて設置するよう指導します。

また、銃猟者に対しても、出猟時には必要に応じて一般者への注意喚起札などを設置するよう指導します。



一般者にわなへの注意を呼びかける表示

#### (3) 猟犬の適正な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど、猟犬の管理について狩猟者に注意を促します。

### 3 狩猟に係る各種制度の計画的な運用

#### (1) 使用できる猟具の制限

狩猟による事故防止を図る必要性が特に高い地域について、特定猟具使用禁止区域に指定し、使用できる猟具を制限します。

## (2) 狩猟鳥獣の捕獲規制

令和6(2024)年10月まで本県独自に捕獲を禁止しているアナグマに加え、栃木県版レッドリストに掲載されている狩猟鳥獣について、その生息状況を把握した上で、必要な捕獲規制の検討を行います。

### 【栃木県版レッドリストに掲載されている狩猟鳥獣】

ヤマドリ、ヤマシギ、ニューナイスズメ など



## (3) 鉛製散弾の使用規制

鉛散弾の使用により生態系に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる地域がある場合は、指定猟法（鉛散弾）禁止区域の指定を図ります。

## (4) 第二種特定鳥獣に係る狩猟規制の緩和

第二種特定鳥獣管理計画対象種のうち、特に捕獲を促進する必要があるものについては、狩猟期間の延長や猟法の制限の解除等、規制の緩和を図ります。

## 第 10 章 感染症や放射性物質への対応

### 1 基本的な考え方

野生鳥獣が関わる感染症や放射性物質に対して、狩猟者や県民の正しい理解を促進します。

特に、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症や人体に影響を及ぼすおそれのある放射性物質への対応に当たっては、県民等への適切な情報提供により社会的な不安の発生防止や解消に努めます。

### 2 県民への普及啓発

野生鳥獣は様々な感染症を保有している場合があります、安易に野生鳥獣に触れたりすれば、その伝播の可能性があることを踏まえ、人と野生鳥獣の適切な関わり方について、ホームページ等を通じて普及啓発します。

また、狩猟者は鳥獣に接触する機会が多いことから、免許更新時講習等の機会を通して、感染症や放射性物質に対する情報を提供し、健康被害の防止に努めます。

### 3 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）等への対応

高病原性鳥インフルエンザは、数年に一度程度、全国で家きんや野鳥の感染が確認されています。本県では、令和 2(2020)年度に野鳥（猛禽類、水禽類）と養鶏場での感染を確認しています。このため、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づいて、引き続き野鳥に関する監視調査を実施し、農政部局等と連携しつつ、適切な情報の収集・提供を図ります。

豚熱（CSF）は、平成 30(2018)年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシの感染が継続して確認され、本県でも令和 2(2020)年 11 月に初めて野生イノシシの感染を確認し、令和 3(2021)年 4 月には養豚農場で豚への感染を確認しています。豚熱（CSF）については、「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元（2019）年 12 月環境省・農林水産省公表）」等に基づいて、防疫措置を徹底し、農政部局等と連携しつつ、捕獲や適切な情報の収集・提供を図ります。アフリカ豚熱については、国内での感染はまだ確認されていないところですが、同手引き等に基づき、適切な情報の収集・提供を図ります。

口蹄疫、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、ウエストナイル熱その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるとともに、農政部局等と連携しつつ、検査等を通じた適切な情報の収集・提供を図ります。

## 4 放射性物質への対応

本県では、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、県内全域でニホンジカ、イノシシの肉の出荷が制限されていることから<sup>(※)</sup>、国や市町と連携しながら放射性物質調査を実施するとともに、県民に対し正確な情報の提供に努めます。

また、当面の間は野生鳥獣肉全般の自家消費を自粛するよう、普及啓発を図ります。

※ 那珂川町にあるイノシシ肉加工施設において全頭検査を受けて安全が確認されたものについては、例外的に出荷が認められている。

# 第11章 傷病鳥獣救護への対応

## 1 基本的な考え方

傷病鳥獣救護事業を通して、生物多様性の保全や、人と野生鳥獣の適切な関わり方についての普及啓発を図ります。

ただし、野生鳥獣は生態系の一部であり、自然の中での死もその重要な役割であることや、深刻な農林水産業等被害をもたらしている種が存在することを踏まえ、救護の対象を限定することとします。

## 2 具体的な対応

### (1) 救護の対象

原則として、車両や建物への衝突、鉛中毒など、人為的な要因で負傷又は罹患した野生鳥獣を救護の対象とし、落巢した野鳥のヒナなど、自然の営みの中で負傷又は罹患したものは対象外とします。

また、狩猟や特定計画の対象種等のうち特に生息数が多い又は深刻な農林水産業等被害をもたらす種や外来鳥獣等は、原則として救護の対象外とします。

なお、獣医師の診断等により放野が不可能と判断される個体については、適切な方法により安楽死させることを原則とします。

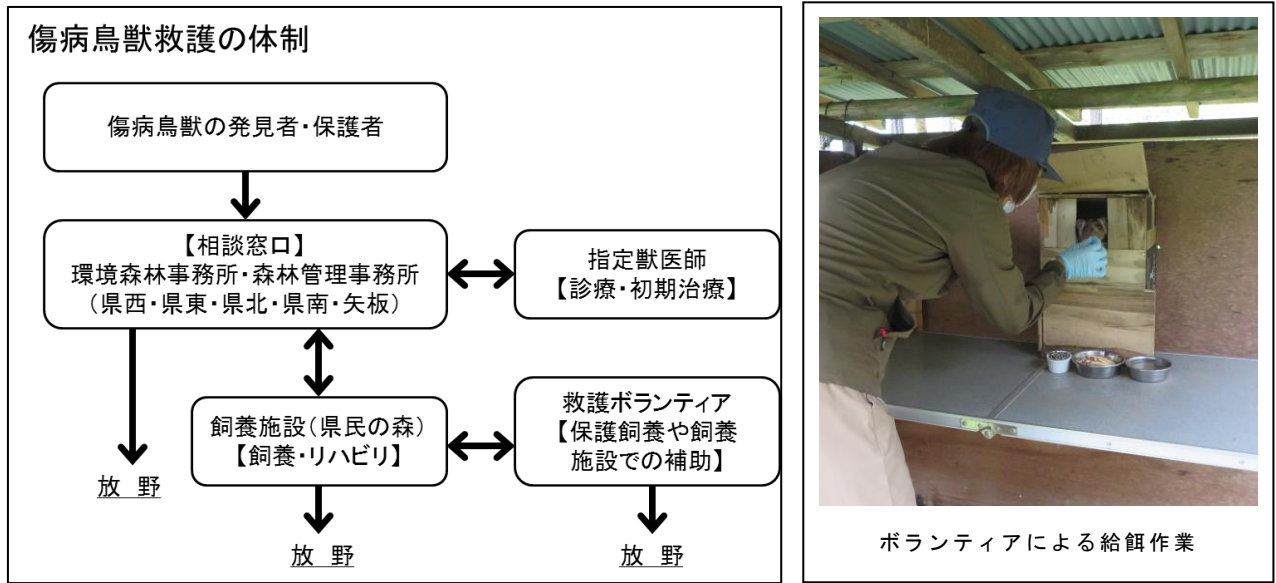
### 【原則として救護の対象としない種】

区 分	種
狩猟や特定計画の対象種等のうち、特に生息数が多い種、又は深刻な農林水産業等被害をもたらす種	ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、ムクドリ、ゴイサギ、カワウ、ドバト、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン
外来生物法に基づく特定外来生物	アライグマ、ソウシチョウなど特定外来生物に指定された鳥獣の全て
環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある種	ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ
飼育由来の個体との区別が困難な種	ノイヌ、ノネコ

### (2) 実施体制

救護活動には、多くの人々の協力が不可欠であることから、傷病鳥獣の救護に理解のあるボランティア団体等と連携して実施します。

また、「傷病鳥獣救護ボランティア制度」を推進するため、ボランティアを養成する講習会を開催します。



### (3) 飼養施設の充実

県民の森にある飼養施設を傷病鳥獣救護の拠点として、診療・飼養体制の充実を図るとともに、ボランティアの育成及び情報交換の場としても活用します。

#### 【施設の概要】

施設の所在地	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
矢板市 (県民の森)	野生鳥獣飼養施設 1,720㎡	傷病鳥獣を放野できるまでの救護施設	傷病鳥獣の救護及び放野 傷病鳥獣救護事業についての普及啓発	

### (4) 県民への普及啓発

ホームページ等を通じて、傷病鳥獣を発見した場合の適切な対応方法について県民の理解を促進します。

また、県民からの傷病鳥獣等に関する相談対応の中で、人と野生鳥獣と適切な関わり方について普及を図ります。

### (5) 救護個体からの情報の収集

救護した個体から感染症等に関する情報を収集し、野生鳥獣の保護及び管理に活用します。

## 第12章 普及啓発

### 1 基本的な考え方

鳥獣保護管理事業を適切に実施していくためには、県民や事業者等の理解と協力が不可欠であることから、鳥獣の保護及び管理に関する正しい知識や、鳥獣との適切な関わり方について普及啓発に努めます。

### 2 鳥獣の保護及び管理に関する正しい知識と理解の普及

野生鳥獣をその生息環境とともに次世代に引き継いでいくため、子供から大人まで、県民一人ひとりの自然を大切にする心を育むとともに、野生鳥獣の生態や保護及び管理の必要性等について正しい理解の普及に努めます。

また、鳥獣の適切な保護及び管理のためには、捕獲して生息数を減少させることが不可欠な場合があることについても理解を求めることとします。

#### (1) 事業の年間計画

事業内容	実施時期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 栃木県愛鳥週間ポスターコンクール及び入賞作品展	←										→	
○ 野生生物保護功労者の表彰		↔										
○ とちぎ県政出前講座（要望により）	←											→
○ 広報活動（HP、パンフレット等）												
・ 鳥獣の生態、保護及び管理の必要性等	←											→
・ NPO等の鳥獣観察会、生息環境保護活動紹介	←											→
・ 鳥獣保護区の鳥獣観察ポイント、生息鳥獣の紹介	←											→
・ 傷病鳥獣救護制度の紹介	←											→
○ 傷病鳥獣救護講習会	←	→										

#### (2) 愛鳥週間行事等の計画

	令和4(2022)年度～8(2026)年度
愛鳥週間行事、広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栃木県愛鳥週間ポスターコンクール入賞作品展示</li> <li>・ ひなを拾わないでキャンペーン</li> </ul>





ツキノワグマの生態等の正しい知識を  
小中学生に伝えるクマレクチャー



イノシシ対策普及用のパンフレット

### (3) 自然観察等の活動を通じた鳥獣保護思想の普及

県内各地の自然観察施設や身近な鳥獣生息地では、施設の指導員やボランティア団体等による自然や野鳥の観察会、自然体験学習、環境保全活動など、県民が自然に親しみ、自然への理解を深める様々な活動が行われています。

引き続きこれらの活動を推進するとともに、活動の情報をホームページ等で紹介し、県民の参加を促進することにより、自然や野生鳥獣の保護思想の普及啓発に努めます。

なお、自然観察や写真撮影の際には、野生鳥獣の行動や生態系に影響を与えないよう十分に配慮する必要があることから、正しい観察方法や撮影マナーについても併せて普及を図ります。

### (4) 安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けが、人の与える食物への依存や人馴れが進むこと等により、人身被害や農林業被害等の誘因となることや、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響が生じるおそれがあることを、ホームページ、パンフレット、看板等により広く県民に周知します。



観光客への周知用看板設置例  
(大田原市羽田沼)

#### 【周知する具体的な内容】

区 分	内 容
餌付けの影響	本来、野生鳥獣は自然環境下で十分自力で採餌することができ、生きていくため（越冬するため等）には餌付けは必要ではなく、逆に餌付けを行うことにより鳥獣の行動様式の変化、人的・農林業被害の誘因や生態系・鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがあるため、愛玩や観光目的のために安易に餌付けを行うことは好ましくないこと。
希少種の保全	例え希少種であっても、個体数の回復を望むのであれば、まずはその生息環境を改善することが重要であること。
結果として餌付けとなる行為	生ゴミや未収穫作物の不適切な管理、耕作放棄地の放置、わなの誘引餌の不適切な管理等により、結果として野生鳥獣が農作物等の味を覚えてしまうことがあること。

観光客等による餌付けへの対応	特に観光客や地域住民による餌付けが頻繁に行われている場所については、餌付けを行うことによる地域生態系への影響や餌付け対象鳥獣の行動の変化等があることを看板や講習会等により周知徹底を図ること。
安易でない餌付けの例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少種等の生息環境が改善されるまでの計画的な給餌</li> <li>・学校教育現場等で主に環境教育のために設置する小規模な餌台等</li> </ul> ただし、餌付けを実施する際は、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分に配慮すること。

### (5) 外来鳥獣の野外放逐の防止

本来日本に生息していなかった鳥獣が、愛玩用や食用等として国内に持ち込まれた後、野外に放逐され又は逃げ出してその地域の環境に適応した場合、天敵や競争相手がいないため、急激に個体数を増やすことがあります。

また、野外に定着すると一掃することは困難であり、その地域の生態系を攪乱するおそれがあるとともに、農林業被害の一因となることもあるため、外来鳥獣をむやみに屋外へ放逐しないよう普及啓発を図ります。

## 3 法令の普及徹底

鳥獣の保護及び管理に係る関係法令について、関係機関と連携し、県民や事業者等の正しい理解の普及に努め、違法な捕獲や飼養に対しては、調査・指導を行います。

なお、鳥獣の捕獲等及び飼養に関する規制や狩猟免許制度、かすみ網の所持規制など、県民に特に関係する事項については、県広報誌、ホームページ、ポスター及びパンフレット等により、県民、鳥獣販売業者、獣医師団体等への普及を徹底します。



## 4 獣肉の有効活用

県内では、放射性物質の影響により、原子力災害対策特別措置法に基づき、シカ・イノシシ肉の出荷が原則として制限（禁止）されていることから、引き続き放射性物質調査を実施し、県民に対して正確な情報の提供に努めるとともに、出荷制限の遵守徹底と野生鳥獣肉全般の自家消費の自粛について普及啓発を図ります。

一方で、将来的な出荷制限の解除を見据えながら、例外的に出荷が認められている那珂川町イノシシ肉加工施設で安全が確認されたイノシシ肉の流通などを通して、獣肉の有効活用に対する県民理解の促進と気運の醸成に努めます。



## 栃木県環境森林部自然環境課

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20  
TEL : 028-623-3261 FAX : 028-623-3212

自然環境課ホームページ  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/index.html>